

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案及び内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案趣旨説明

ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案」の趣旨について申し上げます。

第一に、この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを追加することとしております。

第二に、この法律の基本理念として、政府原案では「行政運営の効率化を図り、もって国民の利便性の向上に資すること」となっていたものを「国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること」と修正することとしております。

第三に、国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、政令で定める国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として

政令で定める措置を講じているときは、当該特定個人情報を提供することができるとしております。

第四に、政府は、給付付き税額控除の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとするとしております。

次に、「内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案」の趣旨について申し上げます。

第一に、内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体について、政府原案では「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」となっていたものを「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長」とするとともに、本部長は、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができることとしております。

第二に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができることとしております。

第三に、施行期日を、「平成二十五年四月一日」から「公布の日」に改めることとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。